

「大阪府屋外広告業者に対する処分基準(案)」に対する府民意見への回答

Q1. 継続許可申請における違反看板は、設置時より後の違反等は、新規設置時に申請・工事を行った屋外広告業者の責任範囲外でよいか。

A1. 新規設置時に適法であった屋外広告物については、後に違反状態となる行為を行った者が処分の対象となります。なお、違反看板は継続許可を受けることはできません。

Q2. 工事完了届けについて

設置工事を担当した屋外広告物業者も工事完了届けを提出すべき「許可広告物表示者等」(大阪府屋外広告物条例第十四条)の扱いをうけるか。

許可後に申請通りの設置が行なわれていれば、以降の工事完了報告等は屋外広告物業者の責任範囲外ではないか。

又、工事後どこまでの期間提出されなかったものを違反と判断するか。

A2. 「許可広告物表示者等」とは大阪府屋外広告物条例(以下「府条例」という。)第3条第1項又は第8条の2第1項の許可を受けた者です。これは、当該屋外広告物の許可申請書において、「申請者」として申請書を提出した者が該当します。

このため、屋外広告業者が「申請者」であった場合は、「許可広告物表示者等」に該当することになり、工事完了届け(大阪府屋外広告物条例施行規則(以下「府規則」という。)第13条に規定する屋外広告物しゅん工届出書)は、屋外広告業者が提出することとなります。

屋外広告物業者が工事施工のみを行っている場合(「申請者」でない場合は、「許可広告物表示者等」には該当しません。

なお、屋外広告物しゅん工届出書は条例に基づき、速やかに提出する必要があり、許可権限庁からの届出を促す指導に従わない場合は、違反の対象となる場合があります。

Q3. 変更届けについて

設置工事を担当した屋外広告物業者も変更届を提出すべき「許可広告物表示者等」の扱いをうけるか。

設置工事を行った屋外広告物業者に、以降の申請者や管理者が変更になった場合の責任を負わせるものでないとの解釈でよいか。

又、屋外広告物業者が届出の責任を負うべき変更事項にはどのようなものが該当するか。

A3. 屋外広告業者が「許可広告物表示者等」である場合は、府条例第16条に基づき府規則第14条に規定する屋外広告物変更届書を提出する必要があります。

Q4. 今回定める処分基準は大阪府下のどの市町村範囲に適用されるか。

大阪府全域か、屋外広告物条例に基づく許可手続きを行なう地域か。

A4. 今回定める処分基準の対象となる事業者は、府条例に基づき、大阪府に屋外広告物業の登録をしている事業者となり、府内の政令市・中核市に屋外広告物業の登録をしている事業者は本処分基準の対象とはなりません。

なお、処分基準の対象となる行為は、府外も含め他の地方公共団体の屋外広告物条例やこれらの条例に基づく処分に違反した場合も、この処分基準の対象となりますので注意してください。